

Title	中世歌学書生成の様相：南北朝期歌学書『或秘書之抄出』を材に
Sub Title	
Author	館野, 文昭(Tateno, Fumiaki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2013
Jtitle	三田國文 No.58 (2013. 12) ,p.1- 18
JaLC DOI	10.14991/002.20131200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20131200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世歌学書生成の一様相

——南北朝期歌学書『或秘書之抄出』を材に——

館野 文昭

はじめに

南北朝・室町期は、和歌を詠む層が拡大し、それに伴い数多くの歌学書が成立したと考えられる。この時期の歌壇に関して、井上宗雄氏を中心とした歌壇史研究の成果が積み重ねられ、地方歌壇の様相まで明らかにされつつある。しかし、そこでいかなる歌学書がどのような意識のもとに成立し、享受がなされていったのかということに関しては、歌壇史から直接的に見るのは難しく、未だ明らかにできていない部分が大いといえるのが実情であるように思われる。それを明らかにするためには、個々の歌学書の詳細な分析・検討を進める必要があるだろう。本稿では、南北朝期成立の『或秘書之抄出』という歌学書についての考察を行い、そこから南北朝から室町期にかけての歌学書生成の一様相を窺ってみたい。

『或秘書之抄出』については、古くは堀部正二氏⁽²⁾がその存在を指摘し、井上宗雄氏の歌壇史研究⁽³⁾においても言及がなされている。その後、川平ひとし氏が研究発表で取り上げてはいるものの、和歌関係の辞典類には立項されておらず、和歌史におい

てさほど重要な書として認識されてはいないようである。実際、別稿にて指摘し本稿でも後述するとおり、内容面においては、既存歌学書の抄出再構成であり、本書独自のものは無いと言って良く、時代を画する書物とは到底呼べないものである⁽⁵⁾。正統の歌道家とは外れた、歌壇の外縁とでも言うべき場において、生成・享受された無数の歌学書の一つと見なして良いだろう。しかしながら、中世期の歌学書の殆どは、そのような場で生成・享受されたものであると言える。この時期の歌学のあり方を理解するためには、むしろ本書のような歌学書の有様を明らかにする必要があるだろう。すなわち、『或秘書之抄出』の生成と享受のあり方を考察することは、中世における歌学書の生成と展開の様相を考える上で、重要な手掛かりを与えてくれるものと思われるのである。

一、成立事情

『或秘書之抄出』の成立事情については、本書の多くの伝本が有する、嘉慶三（一三八九）年の年記と「散位高秀」の署名を持つ左の奥書（以下奥書Aとする）から、大凡窺うことが出

来る。

徒移涼燠之余、開見或秘書之処、依有大用之条々抄出。爰有訪問朋友而来不期見此一卷。可免書写之由、強有所望矣。聊為所清書也。凡可謂斯道之館鑄。尤莫令忽緒。堅禁他見而已。

嘉慶第三曆大簇上泮日

散位高秀誌判

ここから、本書は、「高秀」なる人物によつて、「或秘書」から「大用之条々」を抄出したものを、友人が偶然見て、書写を請うたので清書したものであるということがわかる。奥書Aの口吻からして、恐らくは、当初は私的な覚書として「抄出」を行つたものであつたが、他人に書写させるに際し、書物としての体裁を整えたものと推測され、正統な歌道家において門弟に伝授するために著された歌学書とは一線を画するものと言えらる。また、「此一巻」という表現に注目すれば、草稿段階の覚書は、或いは卷子の形態であつたのかもしれない。「高秀」という人物については、冷泉為秀の門弟でもあり、当時政治的に有力であつた南北朝期の武家歌人の京極（佐々木）高秀と考えられる。嘉慶三（一三八九）年というのは、あくまで高秀によつてこの奥書が記された時点なので、これをもつて直ちに本書の成立年とすることは出来ないが、成立の目安とすることは可能であり、本書は南北朝後期成立の歌学書であると判断出来る。

二、伝本と系統分類

内容の具体的検討に先立つて、伝本について確認しておく。本書の伝本は、その本文の特質から、三つの系統に分類することが出来ると思われる。その三つを仮に甲乙丙と名付けた。この系統分類の目安となる本文異同二箇所を挙げる。

こしおれ歌のこと [6]	冒頭本文 [1]	
一、こしおれ歌の事 縁の字をこしにすへずしてなまじいにかたぐくにすへたる也。 発句後句に物をいひきりてこしをばへちになしたるなり。 此三の腰折にまどひて、歌さらにいでこぬなるべし。…	一、歌はむねこしすそをよむなり。 五七むね五こし七々すそ 此三所に、縁ノ字にても、縁ノ詞にても、をくべし。縁字・縁詞をこしにすへざるをわろしとす。	甲類本 (①広大本)
一、こしおれ歌の事 縁の字をこしにすへずしてなまじいにかたぐくにすへたる也。縁のこと葉をこしにすへずしてなまじいにかたぐくにすへたる也。後句に物をいひきりてこしをばへちになしたる也。此三のこしおれにまどひて、歌さらに	一、歌はむねこしすそをよむなり。 五七むね五こし七々すそ 此三所に、縁の字にても、縁の詞にても、をくべし。縁の字・縁のこと葉をこしにすへざるをわろしとす。	乙類本 (⑧京大本)
一、こしをれ歌の事 縁の字をこしにすへずしてなまじいにかたぐくにすへたる也。縁のことはをこしにすへずして。 発句後句に物をいひきりてこしをばへちくになしたる也。 此三の腰折にまどひて、歌さらにいでこぬ	一、歌はむねこしすそをよむなり。 五むね七五七々 此三所に、縁の字にても、縁詞にても、をくべし。縁詞をこしにすへざるをわろしとす。	丙類本 (⑩祐徳本)

—でこぬなるべし。…なるべし。…

※ 本文は各類において比較的誤脱の少ない伝本を用いた。○内の番号は後述する伝本番号。

※ 【】内の数字は何番目の項目であるかを示すもの。第三節にて後述する。

この傍線部の異同が分類の目安となる。「むね・こし・すそ」の図示の仕方、「三の腰折」の説明の仕方が、甲類本・乙類本・丙類本でそれぞれ異なるのである。他にも細かな異同は多く存する。

この本文異同に加えて、分類の目安とすることが出来るのが奥書である。先に引用した奥書Aに、次に掲げる二種類の奥書、即ち永享八（一四三六）年の年記を持つ記者未詳奥書（以下奥書Bとする）と、天正一四（一五八六）年の二位法印（細川幽斎）奥書（以下奥書Cとする）を加えた、計三種類の奥書の有無に注目してみたい。

〈奥書B〉

于時永享第八天暮秋中十日、依或貴命書写之此書。雖為此道之秘事、数奇之志依不少、自或方相伝之。若卒爾於令一見輩者、忽可蒙両神御罰。努々不可有外見云々。（⑨京大本による）

〈奥書C〉

天正十四丙戌歳仲春念日

二位法印在判（⑦島原松平文庫本による）

以下、甲乙丙の三類の、現在所在の確認可能な伝本①～⑬を

掲げる⁽⁸⁾。猶、甲類は諸特徴から、i～iiiの三種類に細分類可能である。また、各伝本の内題、外題、奥書ABCの有無について表で示したので、併せて参照されたい。

○甲類（その形態からi～iiiに分類可）

i 「或秘書之抄出」単独本…「或秘書之抄出」題と奥書Aを持つ。

① 広島大学図書館蔵本（八一四一六、国文N二四八三）綴葉装一帖。

ii 「和歌手習口伝」『後鳥羽院御口伝』「或秘書之抄出」

合写本…「或秘書之抄出」題と奥書Aを持つ。但し奥書は書写の際省略される場合あり。

② 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵『和歌手習口伝』所収本（〇九一・ト三一六・二）。袋綴装一冊。（斯道文庫本A）

③ 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵『和歌手習口伝』所収本。（〇九一・ト三一九・一）袋綴装一冊。（斯道文庫本B）

④ 彰考館蔵『竹園抄』他合写本所収本。（巳・一九・〇七五五七）袋綴装一冊。

⑤ 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵『和歌手習伝』所収本。（〇九一・ト三四九・一）綴葉装一帖。（斯道文庫本C）

※ 本文もやや乱れ、比較的⑥に近い。

⑥ 寛文四（一六六四）年刊『和歌手習』版本所収本。半紙本二冊。

※本文が乱れているが便宜的にここに分類。
iii 「松の戸」本：「松の戸」題と奥書Cを持つ。

⑦島原松平文庫蔵本（一一八一五）袋綴装一冊。

⑧京都女子大図書館蔵本（W九一・二〇一・M）袋綴装一冊。

○乙類（「或秘書之抄出」内題と「定家（卿）消息」の外題を持つ。奥書A Bを持つ。）

⑨京都市文学研究科図書館蔵本（国文学F c 4）袋綴装一冊。

⑩国立歴史民俗博物館蔵本（田中穰氏旧蔵典籍古文書のうち）（H一七四三一一二）袋綴装一冊。

⑪宮内庁書陵部蔵鷹司本（鷹・七四）袋綴装一冊。
○丙類（「或秘書云（書）」の題を持ち、末尾に『下官集』の抄出を付載。）

⑫国文学研究資料館蔵橋本コレクション本（八八・九）袋綴装一冊。

⑬祐徳稻荷神社中川文庫蔵本（六・二一二・一九一九）袋綴装一冊。

②	①	内題	外題	奥書A B C	備考
抄出 或秘書之 （童蒙和歌 口授）	抄出 或秘書之 題簽剝落痕 あり。			A	他書との合写なし。（室町末頃）写。
				A	『和歌手習口伝』・『後鳥羽院御口伝』が合写される。（江戸前期頃）写。仁和寺真乘院旧蔵。

⑥	⑤	④	③	
あるひし よのしよ をいたす （和歌手習）	あるひし よのしよ をいたす ナシ	或秘書之 抄出 （竹園抄、 廿六人歌 仙、倭歌手 習口伝、外 署）	抄出 （和歌手習）	A
ナシ	ナシ	ナシ		
『和歌手習口伝』・『後鳥羽院御口伝』他諸書が合写される。寛文四（二六六四）年、京、ゑさうしや喜左衛門刊。出雲寺和泉掾の刊記を持つものは後印。またこの寛文刊本を元に作られた小本（絵入）も存する。	『和歌手習（口）伝』『後鳥羽院御口伝』他諸書が合写される。本文や合写される書目等から、現在確認し得る写本の中では、最も⑥寛文刊本に近いと見られる。但し直接の関係には無い。（江戸初期頃）写。	原本未見。国文学研究資料館マクロフィルムにて確認。『和歌手習口伝』・『後鳥羽院御口伝』他諸書が合写される。寛永十九（一六四二）年在綱書写奥書あり。	『和歌手習口伝』・『後鳥羽院御口伝』が合写される。花山院常雅奥書（後筆）あり。（江戸前期頃）写。	竹内葦園旧蔵。

⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦
或秘書書	或秘書云	定家卿消息／或秘書之抄出	或秘書之抄出	或秘書之抄出	松の戸	松の戸
〔或秘書〕	或秘書	〔定家卿消息／六儀／誦方伝授〕	定家卿消息	定家卿消息全	松の戸	松の戸
ナシ	ナシ	A B	A B	A B	C	C
作／文安四年三月廿四日書	杉楹邸旧蔵	⑨の転写本。『六儀』『誦方伝授』等諸書を合写。安政四（一八五七）年写。	扉（元表紙か）題「定家卿消息」。明応九（一五〇〇）年中山康親写。⑨の兄弟本か。	扉（元表紙か）題「定家卿消息」。明応六（二四九七）年興尊写。菊亭家旧蔵。	他書との合写なし。貴重書につき原本未見。京都女子大図書館所蔵マイクロフィルムにて確認。（江戸前中期頃）写か。	他書との合写なし。（江戸前期頃）写。

之」とあり。『和歌手習伝』、『和歌道作法条々』が合写される。（江戸前期頃）写か。鍋島直郷旧蔵。

※ 外題の内（ ）で示したものは、複数書目の合写本である等の事情により、本書の題とは異なる題が外題として現れているもの。

以上を見るに、意外に伝本は多く、それなりに配布していたと見られる。以下、各類の特徴を簡略に述べたい。

甲類は比較的伝本も多く、恐らく最も配布した系統と考えられる。

i 『或秘書之抄出』単独本は、『或秘書之抄出』の内題、奥書Aを持ち、他書と合写されず、『或秘書之抄出』単独で伝わる伝本である。現在確認出来るのは①広大本のみであるが、①広大本は甲類本の中では比較的書写年代が古く、室町末頃の書写と見られる。

ii 『和歌手習口伝』『後鳥羽院御口伝』『或秘書之抄出』合写本は、定家仮託書の『和歌手習口伝』、『後鳥羽院御口伝』とセットで合写される伝本で、『或秘書之抄出』の内題を持つ。奥書Aは持つものを持たないものがある。本来的には奥書Aを持っていたものが、転写の過程で奥書を省いて書写される場合があったため、奥書Aを持たない伝本が生じたと考えられる。

⑥版本『和歌手習』所収本も、『和歌手習口伝』『後鳥羽院御口伝』を含んでおり、この類に含まれる。但し、他の写本と比べてかなり本文が乱れており、他の甲類本には見られない独自本文をとる部分もある。

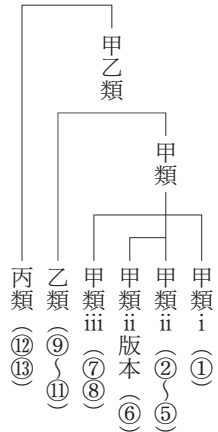
iii 「松の戸」本は、「松の戸」の題を持ち、『或秘書之抄出』の題を持たず、奥書Cを持ち、奥書Aは持たない。奥書Cに見える「二位法印」は細川幽齋と見られ、「松の戸」本は、細川幽齋がその伝来に関わった系統の本と言える。独自異文はあるが、本文は基本的に甲類の特徴を示す。「松の戸」の題の由来は不明であるが、多分に秘伝性を帯びた題であると言えよう。

乙類は『定家卿消息』あるいは『定家消息』の題と『或秘書之抄出』の内題を併せ持ち、奥書Aの後に奥書Bが続くという特徴がある。ここでは本書が定家歌字書であるかのような題が付いている訳だが、明確に本書を定家の作に仮託するのはこの類のみである。本書は本来的には定家仮託書ではなく、享受のある過程においてのみ、定家仮託書の相貌を帯びていると言える。

丙類は「或秘書云」乃至「或秘書書」という内題を持ち、『或秘書之抄出』の後に『下官集』の仮名遣い例の抄出を付載し、末尾に文安四（一四四七）年奥書を持つ。奥書ABCは見られない。

本文的には甲類と乙類は比較的近く、丙類は甲乙両類からやや隔たっている。甲類と乙類の本文異同は、書承の過程で生じたものと見なし得るものである。本稿は便宜的に甲・乙と類を分けているが、必ずしも類を分かつたなければならない程の本文異同は無い。一方、甲乙類と丙類との異同の中には、享受の過程で生じたとは考えがたい異同も存する。

本節で述べた系統分類について、試みに図式化すると左の通りである。



甲乙類と丙類のいずれの形態が原態に近いかの判断は困難である。強いて言えば、甲乙類は、丙類よりも本文が整っているように思われる。奥書Aから、本書が草稿↓清書という生成過程を経たことがわかる。それを考慮すれば、断言は出来ないが、丙類の祖本が草稿本、甲乙類の祖本が清書を経た本と考えるのも可能かも知れない。

本書の引用は原則として、特に断らない場合は、最も流布した甲類本のうち、書写年代の古い①広大本に拠ることとする。以上、本書の伝本について簡略に述べてきた。本書は伝本により書名が一定しないが、本稿では多くの伝本が内題として採る「或秘書之抄出」を本書の統一書名として採用したい。

三、構成

さて、奥書A中の「或秘書」と「大用之条々」について考えてみたい。この問題を考えるため、まずは本書の構成に目を向けてみよう。本書は現在確認出来る全ての伝本において、伝本により若干の異同はあるものの、本書の内容を示す以下のような目録が、巻頭に付されている。

【一】一、歌のかたこしすその事

- 【2】 一、縁の詞の事
- 【3】 一、縁の字の事
- 【4】 一、発句後句の事
- 【5】 一、歌の頸の事
- 【6】 一、こしおれの事
- 【7】 一、仮名をいたはる事
- 【8】 一、可好説文字七ある事
- 【9】 一、仮名をえる事
- 【10】 一、詞をあます事
- 【11】 一、異名を心うる事
- 【12】 一、たすけ^字を存事付六字事
- 【13】 一、やすめ字を心うる事
- 【14】 一、仮名をあまさるゝ事
- 【15】 一、うへしたを心うる事
- 【16】 一、きゝしれのうへしたの事
- 【17】 一、詞のうへしたをせざれといふ事
- 【18】 一、縁をとをのけざる事
- 【19】 一、五文字ノ事
- 【20】 一、かしがましき字の事
- 【21】 一、りんとこの事
- 【22】 一、可詠歌様の事
- 【23】 一、用両様事
- 【24】 一、秀逸事
- 【25】 一、てにをはの事
- 【26】 一、古歌をとる事

【27】 一、傍題の事

【28】 一、贈答事

ここでは便宜的に【1】から【28】の番号を付した。これを見ると、本書が「歌のかたこしすその事」以下二八項目から構成されていることがわかる。この目録と本文は、順番・内容において必ずしも対応しているわけではないものの、²⁸本書の内容を端的に表しており、この目録から本書の性格を窺うことは出来る。ここから想像出来るとおり、本書は審美的、抽象的内容ではなく、和歌を詠むに際しての、具体的な技法についての記述が中心となっている。このような形式・内容をとる歌学書は当時としても特に珍しいものではないが、ここから、奥書Aの「大用之条々」というのは、「和歌を實際に詠むにあたって役に立つ条々」ということであると判明する。各条の順番等は特に意味があるようには思えず、全体として雑然とした構成になっているのは、奥書Aより推測した、本書が元々は私的な覚書であったということを裏付けるものと言えるだろう。

四、先行歌学書との関係

—「或秘書」とは何か—

それでは、本書の抄出母体「或秘書」とは何を指すのであろうか。この問題については前稿で既に述べたことであるが、ここでは必要最低限を述べるに留めた。そこで本節では再説になるが、その点につき、もう少し具体的かつ詳細な検証の過程を示しつつ考察を行いたい。

「或秘書」というのは、南北朝期、少なくとも嘉慶年間まで

に成立していた歌学書ということになる。ここで本書の乙類本の伝本が、「定家（卿）消息」という題を持つという点に注目すると、定家関係の歌書がその候補となる。しかしながら、定家真作の歌書に加えて、定家仮託の諸歌学書の中に、本書と本文の影響関係にあるものは確認出来ない。「或秘書」は定家歌論書系テキストではないのである。

(a) 『悦目抄』との関係

続いて注目されるのが『悦目抄』である。川平氏により『或秘書之抄出』と悦目抄系歌論との関連性が示唆されている。また③斯道文庫B本には本書に対して「悦目抄抄出力」という朱書き入れ（後筆、江戸中期頃力）が見られるのである。¹³『悦目抄』は鎌倉末から南北朝初期には成立していたとみられ、基俊仮託の「秘書」であり、やはり歌壇の外縁において生成・展開していった書である。ここで『悦目抄』が『或秘書之抄出』の抄出母体「或秘書」であったのか、本文の比較により検証してゆきたい。

『或秘書之抄出』〔1〕	『悦目抄』
一、歌はむねこしすそをよむなり。 五七むね五こし七々すそ 此三所に、縁ノ字にても、縁ノ詞にても、をくべし。縁字縁詞をこしにすへざるをわろしとす。	むねこしすそと云ふは、初の五七の間は胸、五七五と七々のあひは腰、七々の間はすそ也。此三所に縁の字にても、詞にてもすゑべし。

『或秘書之抄出』冒頭の本文〔1〕と、それに対応すると

思われる『悦目抄』の本文を並べて掲示した。比較してみると、両者は何らかの影響関係にある可能性は高いと考えられる。『或秘書之抄出』傍線部の「五七むね五こし七々すそ」は『悦目抄』傍線部の「初の五七の間は胸、五七五と七々のあひは腰、七々の間はすそ也」という内容を要約、図示したものと考えられ、¹⁵続く本文、「此三所に、縁ノ字にても、縁ノ詞にても、をくべし」と「此三所に縁の字にても、詞にてもすゑべし」は本文的に類似している。

本文の影響関係という点でよりわかりやすいのが、次の例である。

『或秘書之抄出』〔12〕	『悦目抄』
一、たすけを存よといふこと付六字事 きとみとはとむとむしと也。「谷 ふかき」とあらんに、こはくもきこ え、となりもさしあふべくは、「谷 ふかみ」とかふべし。みときとは同 ひゞき也。又「いでし月かは」など 云べきに、こはくもきこえ、となり もさしあふべくは、「いでし月かも」 などかふべし。はともはおなじひゞ きなり。「みちぬらん」を「みちぬ らし」とよむべし。はたらかさでた すくるゆへに、助字とは名づくる 也。	たすけ字を存せよとは、きとみとは ともと也。「谷ふかき」とあらむに こはくも聞え隣もさしあはゞ、「谷 深み」とかへゞし。みときとはおな じひゞきのかな也。又「出し月か は」など云べきを、こはくも聞え隣 もさしあはゞ、「出し月かも」など かゆるべし。はともとはひとつひゞ きのかな也。はたらかさでたすくる なり。ゆへに助字とは名付る也。 「みちぬらし」と「みちぬらん」と かへ読也。

両者が、本文的に何らかの影響関係にあることは明らかであ

ろう。

このように比較してみると、『或秘書之抄出』の二八条の内容のうち、先に引用した目録の番号でいう【27】「傍題の事」を除く全ての条が、『悦目抄』に同様の内容を見出せるのである。本書の抄出母体「或秘書」が、『悦目抄』である可能性は有力である。

三輪正胤氏は悦目抄系歌論として、『悦目抄』のほかは、『和歌三重之大事』、『和歌大綱』、『和歌肝要』、『和歌無底抄』といった歌書を挙げておられる。これらの諸書は共通する内容を多く持つ。「或秘書」とはこれらの悦目抄系歌論に属する歌字書であることは確実であるが、『或秘書之抄出』の本文には、『悦目抄』のみに見られる『簸河上』や『八雲御抄』依拠部分からも抄出されているので、そのことから『或秘書之抄出』の抄出母体、「或秘書」は、他の悦目抄系歌論書ではなく、『悦目抄』であると判断してよいと思われる⁽¹⁷⁾。

猶、『悦目抄』はその奥書によつて、俊成の師である基俊に発する御子左家相伝の秘書であることが示され、権威付けられている。高秀が見ていた「秘書」にもそうした奥書は記されていたと考えられる。しかし、『或秘書之抄出』の奥書には「或秘書」とあるだけで、その秘書がいかなる相伝を経た権威を持つ秘書であるかは記されていないので、このことから、『或秘書之抄出』は基本的に自分が実際に和歌を詠むための私的な覚え書であり、他者へ伝授するための秘伝書としての要素は薄かったと見られる。

(b) 『愚問賢注』との関係

それでは『悦目抄』に見られない内容である、「【27】傍題の事」条はどこから来たか。これに関して、川平氏の研究発表資料において『愚問賢注』頼阿答との本文との関係が示唆されている。「或秘書之抄出」【27】傍題の事」条と、『愚問賢注』本文を並べて掲示する。

『或秘書之抄出』【27】	『愚問賢注』頼阿答
<p>一、傍題之事 <small>古</small>ふるくは題のほかのこと物を詠じ加たるを申侍也。経盛卿わが家ノ歌合に、鹿の題にて、「峯に鳴しかのねちかくきこゆなり紅葉ふきおろす夜半のあらしに」と侍を、清輔判に、「右、紅葉吹おろすなど歌めきたり。抑傍題をばよまぬ事と申人もあれど、天徳・花山歌合にも侍めれば、ひが事にあらじ」とて、持に定侍と云々。又歌数ある中に、端にも奥にもある題の事をよみたるをも傍題と申侍歟。三十首五十首になりぬれば、さのみ申さぬ事にや。春の歌に、霞の題あらんに、こと題に霞をよみ、秋を露の題の外に、又露をよまん事、これをよまでは歌難出来歟。又三首五首にははゞかるべし。それも引見ルには作例ありぬべし。</p>	<p>傍題と申事、ふるくは題の外にこと物を詠加たると申事候歟。経盛卿わが家の歌合に鹿題にて「峯に鳴しかのねちかくきこゆなり紅葉吹おろす夜はの風に」と侍を、清輔判に「右、紅葉吹おろすなど歌めきたり。抑傍題をばよまぬ事と申人もあれど、天徳・花山の歌合にも侍めれば、ひが事にあらじ」とて持に定侍と云々。又歌数ある中に、はしにもおくにもある題の事をよみたるをも傍題と申侍歟。三十首五十首になりぬれば、さのみ申さぬ事にや。春の歌に霞の題の外に、こと題に霞をよみ、秋に露題の外に又つゆをよまむこと、これをよまでは歌難出来歟。又三首五首は殊はゞかるべく候。それも引見候はゞ、作例はありぬべく候へども不庶幾事にて候へ</p>

然而、不庶幾事なれば邂逅例も無其詮歟。但、七夕七首などに、河に「あまの河」とよみて、又こと題にあまの河をよまん事くるしかるべからざる也。

ば、邂逅例も無其詮歟。但、七夕七首などに、河に「あまの河」とよみて、又こと題にあまの河をよまん事くるしかるべからざる也。	まむこと、くるしからず候。
--------------------------------------------------------------	---------------

文体に多少の異同があるものの、本文的に両者が影響関係にあることは明白である。『愚問賢注』は二条良基の間に頼阿が答えるという形式で、貞治二（一三六三）年に成立した、高秀にとっては同時代の歌学書である。前稿で述べたように、高秀と良基とは近しかったのは明らかで、成立間もない『愚問賢注』がここに用いられることには何も問題は無いと言える。

【27】傍題の事は『愚問賢注』の抄出であると見られる。

以上の検討により、『或秘書之抄出』は秘書である『悦目抄』より、和歌を詠むに際し役に立つ部分を抄出したものに、やはり和歌を詠むに際し重要であろう『愚問賢注』の傍題論を加えて一書としたものであり、内容的には、ほぼ全てが既に存在するの歌学書の抄出、要約であり、本書独自の新内容というのは殆ど無いということが明らかになった。

五、『或秘書之抄出』の享受の一面

さて、本書の成立の様相が明らかになったところで、今度は享受の問題について考えたい。伝本の考察の際に述べた如く、本書の伝本は意外に多く、甲類本を中心に広く流布したと見られる。また、乙類本の存在が示す如く、室町中期には一部では「定家（卿）消息」という題が付され、定家の作として享受が

なされている。さらに、近世期には、版本『和歌手習』にも刻されて刊行されたことにより、なお広範に流布するに至ったと考えられる。ここではその享受の一面として、本書が後代の歌学書に影響を与えたと思われる例を一つ提示したい。

『日本歌学大系』第五巻、及び、『歌論歌学集成』第一巻に収載される、『冷泉家』和歌秘々口伝なる歌学書がある。

『歌学大系』『歌論歌学集成』の両書が底本とする、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫に蔵される、久曾神昇氏旧蔵『冷泉家和歌口伝抄』（〇九一―ト・二六九・『冷泉家』和歌秘々口伝）を含め、四作品が合冊される。所収本が現在唯一確認できる伝本であり、一般的に広く流布した歌学書ではない。『歌論歌学集成』『解題』²⁰によると、本書は、「登場人物が基本的に冷泉家の人物とその先祖に限られること、その内容や奥書の検討からも、一応本書は冷泉家の人物、特に為和あたりの著作もしくは、その説を核として室町後期頃に編纂されたものと考えてよいかと思われるのである」とされる。また、内容については、「本書は中世歌学の緒言説の取り合せと言つて良いものであり、特に『和歌口伝抄』『三五記』『悦目抄』『和歌大綱』等の秘伝書類から、五句の名や親句・疏句説など、中世歌学では重要視された記述を中心に、歌題に関する注意事項から短冊の墨継ぎ等に至るまで、雑多な歌学知識を特別な方針も無く集成している様である。為に親句・疏句説など複数の異なる説が散在していたりもするのだが、中世歌学の性格、当時の歌人達が欲していた知識の質などを窺う際には面白い資料であろう」とされているのであるが、その『悦目抄』に拠るとされる部分は、

『悦目抄』それ自体ではなく、むしろ甲類本『或秘書之抄出』を依拠資料としているのではないかと思われるのである。以下その根拠となる部分二箇所、両者の本文を並べて掲げる。

『或秘書之抄出』	『冷泉家』和歌秘々口伝 悦目抄依拠部分
<p>一、歌はむねこしすそをよむなり。 五七むね五こし七々すそ</p> <p>此三所に、縁ノ字にても、縁ノ詞にても、をくべし。縁字縁詞をこしにすへざるをわろしとす。(1)</p>	<p>五七ムネ五コシ七七スソ 三曲ノ相伝 可秘々々</p> <p>此三所に縁の字にても縁の詞にてもをくべし。えんの字えんの詞をこしにすへざるをわろしとす。：</p>
<p>一、こしおれ歌の事 縁の字をこしにすへずして、なまじりにかたぐにすへたる也。発句後句に物をいひきりて、こしをばへちになしたるなり。此三の腰折にまどひて、歌さらにいでこぬなるべし。 ：(後略)(6)</p>	<p>一、こしをれといふは、縁の字をこしにすへずして、なまじりにかたぐにすへたるなり。発句後句にものをいひきりて、こしをべつになしたるなり。此三のこしをれにまどひて、歌さらにいでこぬなり。</p>

これを見れば、両者は本文的に非常に近い関係にあることがわかる。『冷泉家』和歌秘々口伝は、歌のむねこしすそを、「五七ムネ五コシ七七スソ」と图示する。「ムネ・コシ・スソ」と片仮名表記ではあるが、このような图示方法をとるものは現在の所『或秘書之抄出』以外確認することが出来ない。そして图示の仕方、即ち「むね・こし・すそ」の位置が甲類本のそれと一致する。また、「三のこしをれ」と言いながら、「縁の字をこしにするずして、なまじりにかたぐにすへたるな

り」・「発句後句にものをいひきりて、こしをべつになしたるなり」の二つしか挙げないという点も、甲類本『或秘書之抄出』の特徴である。

その他諸々の点で、『冷泉家』和歌秘々口伝の『悦目抄』依拠部分の本文は、現在確認出来る歌字書のなかでは、甲類本『或秘書之抄出』に最も近く、『冷泉家』和歌秘々口伝は甲類本『或秘書之抄出』を依拠資料としていっていると考えたい。ここに『悦目抄』から『或秘書之抄出』、さらに『冷泉家』和歌秘々口伝という流れを見ることが出来る。同じ内容の言説が、新たな歌字書において再生産されるという現象が見て取れよう。それと同時に、『或秘書之抄出』が歌壇のある場においては、一定の価値を有する歌字書として享受されていたことが窺えるのである。

六、抄出の様相

『或秘書之抄出』の生成と享受についての考察を行ってきた。ここで「抄出」行為について少しく検討を加えたい。

『或秘書之抄出』という題が示すとおり、本書は編者高秀が『或秘書』である『悦目抄』を「抄出」したものが、その内容の核となっている。ここで、本書の性格を知るために、その「抄出」がどのような意識に基づいてなされたものであるかということを考えておく必要があるだろう。

『或秘書之抄出』と抄出母体『悦目抄』の本文を比較してみると、『或秘書之抄出』の本文は単に無意識に『悦目抄』から抄出しただけのものではないということに気づく。例えば、

『或秘書之抄出』【26】古歌をとる事」条において、抄出者は『悦目抄』では二つの異なる場所に配置された本歌取り言説を一箇所にまとめているのである。つまり高秀は、『悦目抄』の本文から抜き出したものを並べ替えて、自らの秩序に基づいて再構成しているのである。『悦目抄』本文との微妙な文言の相違は、この再構成の過程で生じたものであろう。全体として、『或秘書之抄出』は雑然とした構成ではあるものの、各部分の本文に関しては、抄出母体である『悦目抄』よりも秩序立った構成をしているのである。

先に本書が草稿段階において卷子の形態をとっていた可能性を示唆したが、卷子という形態は切り接ぎが自由に出来るので、抄出したものを整理して並べ替えるという作業を行うには都合がよいものと思われる。また、『悦目抄』に「大方めづらしき種出きたる、草子、巻物に注付て、可置也。忘れじれうなり。」という文言が見られる。この本文は、丙類本『或秘書之抄出』の独自異文にも見られるものであり、編者である高秀が覚書のために卷子を使用するという発想を持っていた可能性は高い。

しかしさらに興味深いのが、抄出再構成の過程で、母体と内容的矛盾が生まれる場合があるということである。わかりやすい例として、【28】贈答の事」条を挙げる。本書の本文と、対応する『悦目抄』本文を並べて掲げる。

『或秘書之抄出』【28】	『悦目抄』
<p>一、贈答事 これは歌を返す事也。極て大事也。人のやすく思ておかしげに返す、見ぐるしき事也。返もやうくの体あり。小町がもとへ真静法師が説法をきつて、安倍清行が、つゝめども袖にたまらぬしら玉は人をみぬめの涙なりけり 小町が返し、おろかなる涙ぞ袖に玉はなす我はせきあへずたきつせなれば 業平が家に侍ける女に、敏行あだなりと名にこそたてれ桜花としにまれなる人も侍けり といへる返しに、あだなりとも、又まれなるよしをもいふべきに、それをばなにもいはで、業平、けふこずはあすは雪とぞ降りなましきえずはありとも花と見ましや一の様なり。これならずかはりたる体おほかるべし。…(後略)</p>	<p>一、小町がもとへ、真せい法しが説法を聞て、あべのきよゆきが、つゝめども袖にたまらぬ白玉は人を見ぬ目の泪成けり かへし、小町 おろかなる涙ぞ袖に玉はなす我はせきあへず滝津瀬なれば、 一、業平が家に侍ける女に、としゆき、つれづれのながめにまさる泪河袖のみぬれてあふよしもなし といへる返事、業平、女にかはりて、 浅みこそ袖はひつらめ涙川身さへながるときかばたのまむ ……(中略)…… 先に注す所の様にはすこしかはりて詞をかへたる様あり。 あだなりと名にこそたてれ桜花年に稀なる人も侍けり といへる返しに、あだなり共、あだならずともいひ、又稀なるよしをも云べきに、これをば何ともいはで、業平の返し、 けふこずはあすは雪とぞ降りなま</p>

し消えずは有共花とみましや
是は一の様也。是ならず、かはりたる事あれども、これらを心得てたりぬべし。
(後略)

この条の本文は、贈答歌の方法について、具体例を挙げて解説しているものと読めるだろう。しかし実は、第一の清行と小町の贈答に続いて例として挙がっている、第二の敏行と業平の贈答には問題がある。傍線部に注目したい。『或秘書之抄出』本文では、「あだなりと」の歌は、敏行が業平の家の女に贈ったものということになっており、それに対して業平が（女に代わり）「けふこずは」の返歌をしたと読める。しかし、『悦目抄』傍線部を見れば、「業平が家に侍ける女に、敏行」という本文と、「あだなりと名にこそたてれ桜花としまれなる人も待けり」という歌とは、元々別の場所に配置された、無関係な本文であったということが判明するのである。ここでは敏行が女に贈ったのは「つれづれの」という歌であり、「あだなりと」の歌の作者は敏行ではない。『或秘書之抄出』と『悦目抄』に内容的矛盾が生じている。『或秘書之抄出』の本文では、「あだなりと」歌が男歌、「けふこずは」歌が返しの女歌ということになるが、本文解釈上この贈答歌は、「あだなりと」歌を男を待つ女の歌として、業平の「けふこずは」を男の返歌と見た方が自然であろうから、『或秘書之抄出』の本文は読んで不自然な印象を与えるかもしれない。

参考までにこの贈答が収められている、『古今集』⁽²⁴⁾・「伊勢

物語⁽²⁵⁾」を掲出する。

さくらの花のさかりに、ひさしくとはざりける人のきたりける時に、よみける、

よみ人しらず

あだなりとなにこそたてれさくら花年にまれなる人もまちけり(六二)

返し 　　なりひらの朝臣

けふこずはあすは雪とぞふりなましきえずは有とも花と見ましや(六三) 　　『古今集』

年ごろをとづれざりける人の、桜のさかりに、見に来たりければ、あるじ、

あだなりと名にこそ立てれ桜花年にまれなる人も待ちけり

返し、

けふ来ずはあすは雪とぞ降りなまし消えずはありとも花と見ましや 　　『伊勢物語』第一七段)

所引の両書から、やはり「あだなりと」歌の作者は敏行ではないということがわかり、『悦目抄』の本文の方が正しく、『或秘書之抄出』の本文が誤りであると指摘することが出来る。

『或秘書之抄出』の本文は「悦目抄」の本文を抄出・再構成する際に、その操作を誤ることにより、誤った内容の本文を作ってしまったものと見られる⁽²⁶⁾。そしてその誤りは「清書」の際に訂されることはなかったようである。

これにより、『或秘書之抄出』の抄出態度というのは、それ

ほど厳密、慎重な姿勢の下で行われたものではなかったということも出来るが、この部分での抄出者の興味の対象は、贈答歌はどのようによめばよいかという詠歌法にあり、誰がどのような歌を詠んだかというエピソードに対する関心は薄いということも指摘してもよいであろう。本書はあくまで和歌の実作の一助とするために作られたものであり、またそうしたものとして享受されたと考えられる。本書の秩序においては、歌の作者が事実と異なっていることは、さしたる問題ではないのである。抄出の意識によつては、抄出母体との内容的矛盾が生じる場合があるということを確認出来る例と言える。

以上、『或秘書之抄出』における「抄出」について考察してきたが、本書に限らず、「抄出」という行為には、ある程度こうした面が付き纏うものだろう。言うなれば「抄出」とは、単なる抄出母体の再生産ではなく、再秩序化を伴う再生産と言える。この再秩序化は、ともすれば内容の変容も引き起こす場合もあるのである。

おわりに

以上の考察により、南北朝期歌学書『或秘書之抄出』は、高秀が自ら実際に歌を詠む際の手助けとしようという意識の下に、秘書である『悦目抄』（及び『愚問賢注』）から本文を抄出し、再秩序化したものであることが明らかになった。また、その生成と享受の様相を窺うことで、『悦目抄』から『或秘書之抄出』、そして『或秘書之抄出』から『冷泉家』和歌秘々口伝』へという、同じ内容が新たな歌学書に次々と繰り返される

様相を見て取ることが出来た。無論この流れは正統な歌学の中心からは、幾許か離れたところに位置するものだろう。しかしここから、この時代の歌学書生成のあり方を透かし見ることは可能であろう。

そもそも『悦目抄』も、三輪正胤氏によつて明らかにされたように、為世流歌学秘伝書である『和歌三重之大事』を原拠として、『八雲御抄』、『簸河上』、『十訓抄』などから引用増補して成立した歌学秘伝書であり、独自の内容は殆ど無く、既存の歌学書の内容の再生産・再秩序化なのである。無論、秘伝書としての性格の強い『悦目抄』、実用的歌学書である『或秘書之抄出』、諸説集成の歌学書である『冷泉家』和歌秘々口伝』と、歌学書としての位相は三者三様である。各々の歌学書は各々の立場・秩序に基づいて、既存の歌学書の内容を再生産しているものであり、その書独自の新内容を記述しようという意識は希薄である。そして各々の歌学書の拠つて立つ意識の違いにより、依拠資料とする既存の歌学書と内容的矛盾が生ずるケースも見られる。

『悦目抄』から『或秘書之抄出』を経て、『冷泉家』和歌秘々口伝』へ至る生成の流れの中に象徴的に見て取ることが出来る右のようなあり方は、歌壇の外縁において展開した多くの歌学書に見ることが出来るものであり、中世における歌学書生成のあり方の一つの柱であったと考えられるのである。

『或秘書之抄出』は独自の新内容を殆ど持たないという点で、高い評価は与えられないのかもしれない。しかし中世歌壇のある場において、価値あるものとして比較的広く享受された歌学

書であり、その生成と享受から、中世歌学の一樣相を端的に見て取ることが出来るという意味においては、無視しがたい歌学書であると言えよう。

注

- (1) 井上氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』(明治書院、初版一九六五、改訂新版一九八七)、『中世歌壇史の研究 室町前期』(風間書房、初版一九六一、改訂新版一九八四)、『同 室町後期』(明治書院、初版一九七二、改訂新版一九八七) 他。
- (2) 堀部正二氏『定家自筆本土左日記流伝小史』(中古日本文学の研究『教育図書株式会社、一九四三)。本稿を為すにあたって同論文からは多くの示唆を得た。
- (3) 井上氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』。
- (4) 川平ひとし氏『或秘書之抄出』という標目をもつ歌書について一問題性を架橋する(『和歌文学会第四五回大会発表 一九九〇・九・二六 於金沢学院大学。問題意識の点においては、必ずしも川平氏のそれと一致するものではないが、本稿が川平氏の研究発表資料に負うところは多大である。
- (5) 『南北朝期武家歌人京極高秀とその歌学』『或秘書之抄出』と『古今漢字抄』を中心に(『中世文学』57、二〇一一、以下前稿と呼ぶ)。「広島大学図書館蔵『或秘書之抄出』翻刻」(『三田国文』55、二〇一一)も併せて参照されたい。
- (6) 「二巻」という表現は、単にひとまとまりの書物ということをや、仰々しくの言ったものである可能性もあろうか。
- (7) 前稿参照。高秀の伝については、森茂暁氏『佐々木淳誉』(人物叢書二〇八、吉川弘文館、一九九四)に詳しい。
- (8) 「広島大学図書館蔵『或秘書之抄出』翻刻」(『三田国文』55、二〇一一)において伝本一覧を示したが、新たに見出し得た伝本もあるため、ここに改めて示す。
- (9) 伝本としては川上新一郎氏蔵本が確認出来る。

(10) 一例を挙げる。甲乙類と丙類の本文に顕著な異同が見られるのは次の例である。第十九番目の項目に次のような本文異同がある。

甲乙類 (① 広大本)	丙類 (⑬ 祐徳本)
<p>【19】一、五文字事 歌の初の五文字といふは、古歌の五文字ををく也。いくたびもふるきを用べし。あたらしき五文字をばをく事なれ。但いはりてよき句案じえたらんにはをくべし。いとしもなきをよみいでたらん、みぐるしかるべし。歌ははじめの句がらによくもあしくも成物なるべし。</p>	<p>【19】一、詞の病といふ事 覽・けりなどいふやうのことは、各二所にはすへぬなり。又歌の初の五文字、或ははじめの句とは、ふるき歌のはじめの句ならぬをば、をくまじきなり。それもふかなく、めでたき句あんじえたらんには、をくべし。いとしもなきをよみいでたらん、見ぐるしかるべし。歌ははじめの句がらに、よくもあしくもなる物なるべし。</p>

甲乙類本文は「五文字事」という条目を立てており、本文内容は一貫して初句の五文字についての話題である。一方丙類本文は「詞の病といふ事」という条目で、傍線部のように述べた後、初句五文字について述べる。丙類本文は、途中で別の話題に変わってしまったっており、内容的に一貫していないのである。さらに言えば、「詞の病といふ事」という条目に符合する内容は傍線部のみであり、ここで初句五文字について述べるのは条目的には不自然である。この部分に關しては、甲乙類の本文の方が整然とした構成をとっているのは明らかであろう。

猶、後に述べるとおり、本書の抄出母体は「悦目抄」であるが、『悦目抄』の当該部本文は丙類本に近い形であり、丙類本は『悦目抄』をただ抄出しただけの未整理の状態であると考えれば矛盾は無い。

(11) 本稿が行う考察において、仮に他系統・他類の本文を用いたとしても、得られる結論には影響しない。

(12) 例えば、目録で「【1】「かたこしすその事」となっていたものが、本文では「むねこしす」となっている点や、目録では一部の伝本を除いて二四番目にある「秀逸事」の条が本文では末尾の二八番目に位置している点などの矛盾を指摘することが出来る。

(13) ③斯道文庫B本の後見返しに付される花山院常雅奥書部分の朱筆書き入れ。

(14) 「悦目抄」本文引用は慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵久曾神昇氏旧蔵応永三十二年本奥書本(外題「哥林集」、(室町後期頃)写)を底本を使用した。当該応永三十二年本奥書本は、「日本歌学大系」底本となり、一般に流布しているものである。

(15) この図示の仕方は、先に掲出した如く、甲乙丙間で若干異同がある。

(16) 三輪正胤氏「歌学秘伝の研究」(風間書房、一九九四)参照。悦目抄系歌論については、同書において「為世流」として整理される。「悦目抄」に関しては同書を参照する所が多かった。以下、本稿で述べる三輪氏論は同書に拠る。

(17) 「悦目抄」は多様な書名で伝わる書であり、南北朝期において「悦目抄」という書名が一般的に行われていたのかは定かではないが、現在一般的に「悦目抄」と呼ばれる歌学書と同様の本文を持つ書であることは間違いない。

(18) 「愚問賢注」本文引用は「歌論歌学集成」本文に拠る。

(19) 猶「愚問賢注」問者である頼阿と高秀との関わりを示す資料も存する。北村季吟「教端抄」(初雁文庫本)巻九末尾「古今教端抄所引之諸抄」に、「一、高秀序抄 一冊 管見抄之旨を略注し、尤も自分の註解委。頼阿よりの相伝の旨あり。高秀は佐々木道普息也」とあるのが注目される。

(20) 佐々木孝浩氏・中川博夫氏執筆。

(21) 「冷泉家」和歌秘々口伝」本文引用は「歌論歌学集成」本文に拠る。

(22) 一例を挙げる。「冷泉家」和歌秘々口伝」には「歌くびの事大なる善悪あり」という本文があるが、「歌くびの事」の文字列は「悦

(23)

目抄」および他の悦目抄系歌論においては未見。「或秘書之抄出」には、「一、歌のくびの事/大なる善悪あり」とある。

【26】古歌をとる事」の本文は次の通り。

一、古歌をとる事

(a) 第一の大事也。上手のことにみゆる事也。然ども、いと上手ならぬも又古歌をよくとる人もあり。上手の中にも古歌をえとらぬもある也。

(b) 我宿の物なりながら桜花ちるをばえこそとゞめざりければわがやどの桜なれどもちる時は心にえこそまかせざりければわがやどの桜なれどもちる時は心にえこそまかせざりければ如此古歌をとる事も侍り。又(c)二のやうあり。一には詞をとりて心をかへ、一には心ながらとりて物をかへたるもあり。詞をとりて風情をかへたるはよし。風情をとる事は尤見ぐるしき也。心をとりにて物をかふといふは、たとへば古歌、

月よ、し夜よしと人につげやらばとよめるは、万葉に、わがやどの梅さきたりとつげやらばこてふににたりちりぬともよしといへるをとれり。これは心も詞もかへずして、梅を月にかへたるばかり也。かゝるたぐひ、これにかざらず詞をとりて心をかへたるは又おほし。万葉の歌はとるとしもなくて、すこしをかへてよめるもおほし。(d)又しづくににる山の井のといへる、人丸、むすぶてのいしまをせばみおく山のいはかきしみづあかずもある哉といふ歌をとれり。(e)人ごとは夏野の草のしげくともいもとわれとしたづさはりなばとよめる歌をとりて、事は夏野のしげくともとれり。(f)さながら本歌とるやうとしもなくとれり。此たぐひ不可勝計。(g)古歌の第一二句をとりて今の歌の第三四句にをき、又ふるき第三四句を、今歌の第一二句にをく事は、皆先達のをしへくなれり。かくて上下をちがふる事も、又たびかさなれば、例の事と見ゆ。又花の歌を本として、紅葉の歌にあらため、雪の歌をとりて、あられの歌によみなどしたるをみれば、題目はあらねども、心詞はすべて本にかはる事なし。かゝる事は、おほきなる難也。たゞ花の歌を花に、月の歌を月にはたらかさずして、しかもその心をめづらしくよまんと思ふべし。又ふるき五文

字を七文字になし、たとへば五言詞を七言につくるがごとし。七字をも五字につゞめ、若は七字を二句にもかけてよむべからん詞をかならず古歌には一句にこそあれといふ事なく、みだりてもよみ待べきにや。かゝらでは、いかにしてちがふる所あるべしとも見えず。大方本歌にすがるといふは、其心ざしをたゞ天にひかれ、地にかゝれる物のごとし。但、定家卿詠歌之大概曰、取古歌詠新歌事、五句之中及三句者、頗過分無終氣。二句之上三四字免之、以同事詠古歌詞頗無念歎以花詠花。以四季歌詠恋雜歌、以恋雜歌詠四季歌、如此之時、無取古歌難歎云々。此段の花に、たゞ花の歌を花に詠、月の歌を月にはたらかさずして、しかも其心をめづらくよまんとおもふべしとあり。しからば定家卿の義に相違歎。如何。彼卿義いかでかもちひざるべき哉。為家卿曰

風ふけばみねにわかるゝしら雲のたえてつれなき君が心か
桜花夢かうつゝか白雲のたえてつれなきみねの春風

此歌の句のすへ所かはらぬは、恋の歌を春の歌に取なして、めづらしくゆへにくるしからぬ也。常に古歌をとらんとたしなむはわるき也。いかにも我物とみゆる事なし。但それもおちきてよまれんおりに取べし。題も同題、心も同心、句のすへ所もかはらで、いさゝか詞をそへたるは、すこしもめづらしからねば、ふる物にてこそあれ、なにの見所あるべきと云々。又取古歌事五句の物を三句とらん事あるべからずと申めり。但それも様によるべしとあり。親子の儀相違歎。如何。

所引の本文の対応部分が、『悦目抄』の何処に存するかを、『日本歌学大系』第四巻の頁数行数で示す。傍線部(a)↓一七一頁一行目↘二行目。傍線部(b)↓一七三頁二↘三行目。傍線部(c)↓一七一頁二行目↘一七二頁一行目。傍線部(d)↓一七二頁八行目↘一行目。傍線部(e)↓一七二頁二行目↘三行目。傍線部(f)↓一七二頁八行目。傍線部(g)↓一四九頁二行目↘一行目。「但、定家卿詠歌之大概曰：」以下は『悦目抄』に見えず、編者高秀による考察かと思われる。

要するに、『悦目抄』依拠部分の前半「冒頭」…此たぐひ不可勝

計』は、『日本歌学大系』第四巻の一七一頁から一七三頁までの『悦目抄』本文(原拠は『八雲御抄』)から抄出し、必要に応じて文言を補い、文意の通るように再構成したものである。一方後半の「古歌の第一二句：物のごとし」は、『日本歌学大系』第四巻一四九頁の『悦目抄』本文(原拠は『簸河上』)の抄出となっている。そしてその後、独自に「詠歌大概」「詠歌一体」を引き、考察を加えてるのである。

(24) 『古今集』本文引用は、『冷泉家時雨亭叢書』所収、定家筆嘉禄二年本による。

(25) 『伊勢物語』本文引用は、新日本古典文学大系による。

(26) 但し、⑥寛文刊本「和歌手習」所収本では本文の改訂が行われている。⑥寛文刊本「和歌手習」所収本には他の甲類本とは異なる独自本文をとる部分があることを述べたが、その独自異文がこれである。「和歌手習」所収本の「[28]贈答事」条本文を見ると、

一、贈答事

これは歌をかへす事也。きはめて大事なり。人のやすくおもひて、おかしげにかへす、みぐるしき事なり。返もさまぐのてい有。こまちがもとへ、しんしやうほうしがせつぼうをきゝて、あべのきよゆきが、

○つゝめども袖にたまらぬ白玉は人を見ぬめの涙なりけり

こまちが返し

○おろかなる涙ぞ袖に玉はなすわれはせきあへずたきつせなればなりひら、年ころをとづれざる女の方へ、桜のさかりにとぶらはれたれば、あるじの女

○あだなりと名にこそたてれ桜花年にまれなる人も待けり

といへる返しに、あだなりとも、又まれなるよしをもいふべきに、それをばなにともいはず、なりひら、

○けふこずはあすは雪とぞ降なまし消すはありとも花と見ましや
一のさまなり。これならずかはりたるていおほかるべし。…

(後略)

とあり、「業平が家に侍ける女に、敏行」の文言が傍線部の如く、

『古今集』『伊勢物語』と矛盾の無い形に変更されている。この贈答は『古今集』や『伊勢物語』に記載されているため、本文の矛盾に気づく者は割と容易に気づくことが出来たと思われる。享受のある段階において、誰人かが『伊勢物語』乃至その注釈書などを参考に本文を訂正したのであろう。版本『和歌手習』所収本の本文は、写本の本文と比べて全体的に乱れているものであるが、このように、写本の本文の不審を訂する部分もあるようである。猶、⑤斯道文庫C本においては、この訂正は為されていない。

※ 本文の引用に際しては、一部私に表記を改めた。

〔附記〕

本稿を為すにあたって、貴重な資料の閲覧を御許可下さった諸機関に、篤く御礼申し上げます。また有益な御教示を下さった諸氏に深謝申し上げます。